

接続検討および検討料の要否(一覧表)

		接続検討	検討料 ^{※1}		
発電所の新設		1	必須	要	
需要者から発電者への変更 (発電設備新設、増設、更新、運用変更、需要減)		2	必須	要	
既 連 系	同時最大受電 電力の増加	発電設備の増設	3	必須	要
		発電設備の更新(出力増)	4	必須	要
		発電設備運用変更、需要減	5	必須	要
	同時最大受電 電力の増減なし	発電設備の増設+既設発電設備抑制運用等	6	必須	要
		発電設備の更新 ^{※2} (出力増減なし)	7	必須	要
	同時最大受電 電力の減少	発電設備の減設	8	必須としない	不要
		発電設備の更新(出力減)	9	必須	要
		発電設備運用変更、需要増	10	必須としない	不要
	発電者から需要 者への変更	発電設備の廃止	11	必須としない	不要
		発電設備の減設	12	必須としない	不要
		発電設備の更新(出力減)	13	必須としない	不要
		発電設備運用変更、需要増	14	必須としない	不要
	販売先の変更 (最大受電電力 の増減なし)	電力→新電力	15	必須としない	不要
		新電力→電力	16	必須としない	不要
新電力→新電力		17	必須としない	不要	
受電設備の変更	引込設備の変更(連系系統の変更なし)	18	必須としない	不要	
	引込設備の変更(連系系統の変更あり ^{※3})	19	必須	要	
	計量設備の変更	20	必須としない	不要	
発電所の廃止		21	必須としない	不要	

- ※1 検討料が要の場合であっても、以下のいずれかに該当する場合は、原則検討料を申し受けません。
 ○発電設備等が既に系統連系されており(増設・設備変更の場合を含む)、以下の条件を全て満たす場合
 ・アクセス線工事が不要
 ・技術検討が軽微(供給設備の熱容量の確認のみ、又は同程度の確認のみの場合)
 ○接続検討実施後の条件変更(系統状況変更の場合も含む)に伴う再検討において、以下の条件を全て満たす場合
 ・既回答内容で供給可能
 ・技術検討が軽微(供給設備の熱容量の確認のみ、又は同程度の確認のみの場合)

※2 昇圧用変圧器の更新を含む。

※3 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(但し、容量を確保すべき送電系統が変更となる場合に限る。)